

第2回 金沢市企業立地等促進委員会

金沢テクノパーク大規模分譲用地の
活用方策について

経済局 企業立地課
令和3年10月13日

内 容

1. 第1回のまとめ

2. 条件等の整理

- (1) 環境
- (2) 交通環境
- (3) 防災

3. 関係団体の意見

4. 対象業種の提案

5. 大規模分譲地再整備の提案

6. 企業立地助成金制度の検討

1. 第1回のまとめ

(1) 対象業種

【現在の対象業種】

○高度技術産業

高度技術に係る物の製造、加工等の事業及びこれに類する事業で市長が認めるもの

①技術革新の進展に即応した高度な技術を物の製造及び加工並びに生産に利用する事業

Exe) エレクトロニクス、メカトロニクス、メディカル、バイオテクノロジー、ファインケミカル、新素材・複合材、省資源・新エネルギーに係る技術を利用する事業など

②その他市長が特に認めるもの

(1) 対象業種

【現在の対象業種】

○地域拠点産業

独自技術又は付加価値を有する事業、新分野の事業
その他の地域産業の拠点形成に資する事業及びこれに
類する事業で市長が認めるもの

①地域産業の拠点形成に資する事業として次に掲げる事業

- ・ 独自技術を有する事業
- ・ 付加価値を有する事業
- ・ 新分野の事業

②その他市長が特に認めるもの

(1) 対象業種

【現在の対象業種】

○試験研究開発事業

高度技術に係る製品の試験研究及び開発等を行う事業
及びこれに類する事業で市長が認めるもの

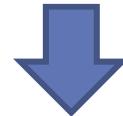
- ①技術革新の進展に即応した高度な技術又は製品の試験、
研究、開発等を行う事業
 - ・企業の研究開発部門、学術研究機関等

- ②その他市長が特に認めるもの

(1) 対象業種

【委員の意見概要】

- ・これまでテクノパークは県外資本の企業が多かったが、今後、県内企業か県外企業かという観点も議論の対象
- ・シナジー効果を意識し、特定業種の集積を図る
- ・当地では企業の集積が進んでおり、この集積を生かせる産業は何かという視点があってもよい



業種検討の際は、シナジー効果などを考慮し
何らかの枠を設けるほうが良い

(2) 分譲面積

【委員の意見概要】

- ・アプローチの仕方等で形状や敷地の価値が相当変化し、大きく環境が変わる。



周辺環境に配慮し、区画割やアプローチの検討が必要

(3) 環境条件等の整理

【委員の意見概要】

- ・(造成された)18年前との環境の変化を踏まえ、必要な対策も議論していく必要がある。



環境負荷や自然災害の可能性、埋蔵文化財などの諸条件について整理を行う。

(4) 関係団体の意見

【委員の意見概要】

- ・ 災害の少なさを高く評価し、進出した企業もいる。
- ・ 実際に進出した企業から評価を聞いてみてはどうか。
- ・ 今後生じうる交通渋滞も課題。



- ・ 既進出企業に対して、テクノパークでの操業メリットなどについてヒアリングを行う。
- ・ 周辺町会に対して、交通環境について意見聴取を行う。

【第1回の委員会要旨】

環境的・自然的条件や関係団体の意見を踏まえ、
対象業種及び分譲面積について検討を進める

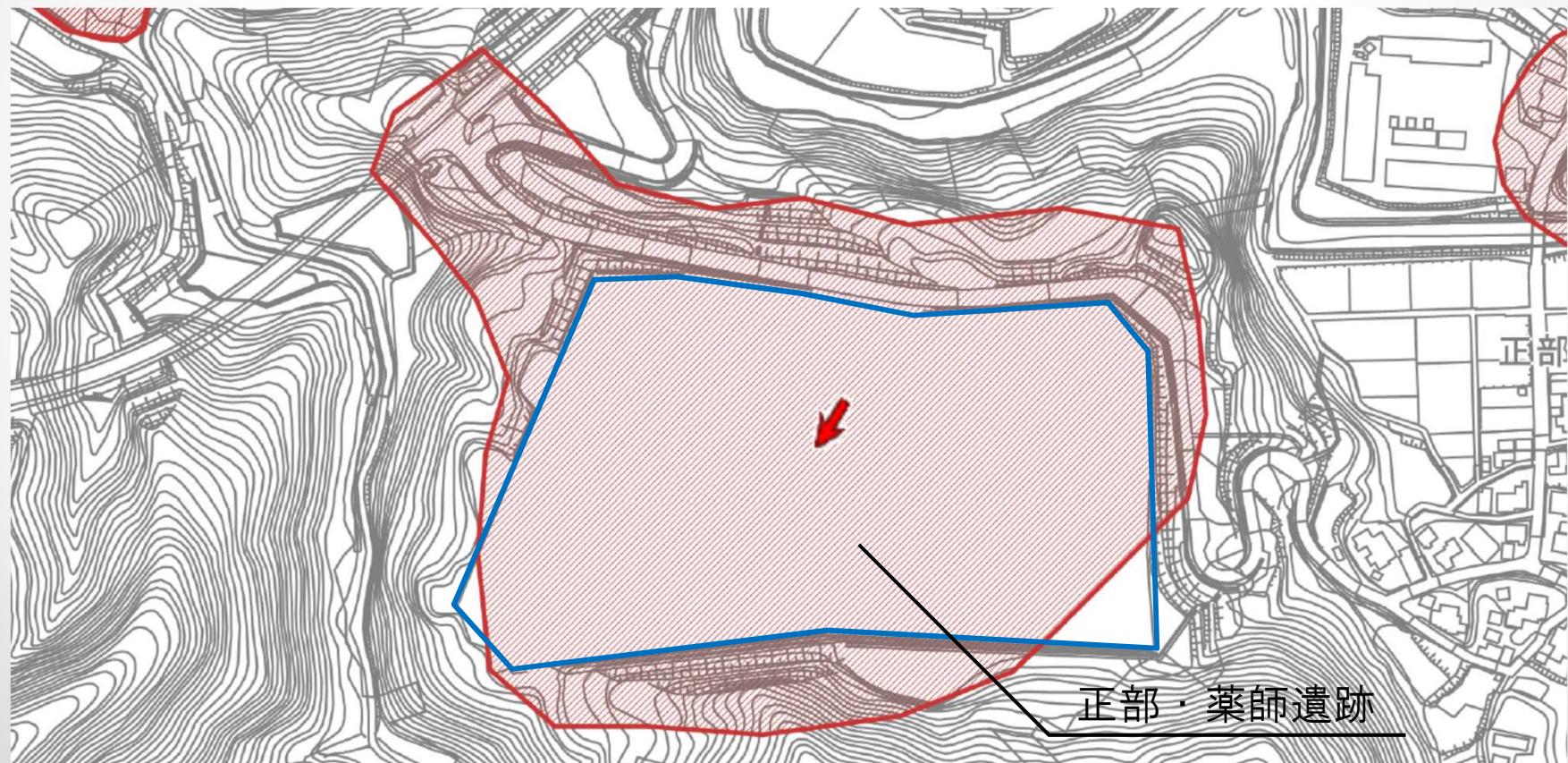
2. 条件等の整理

(1) 環境

①埋蔵文化財

- ・ H8~10年度に埋蔵文化財調査を実施し、記録保存済。
- ・ 平安時代から江戸時代の遺物が少量出土。

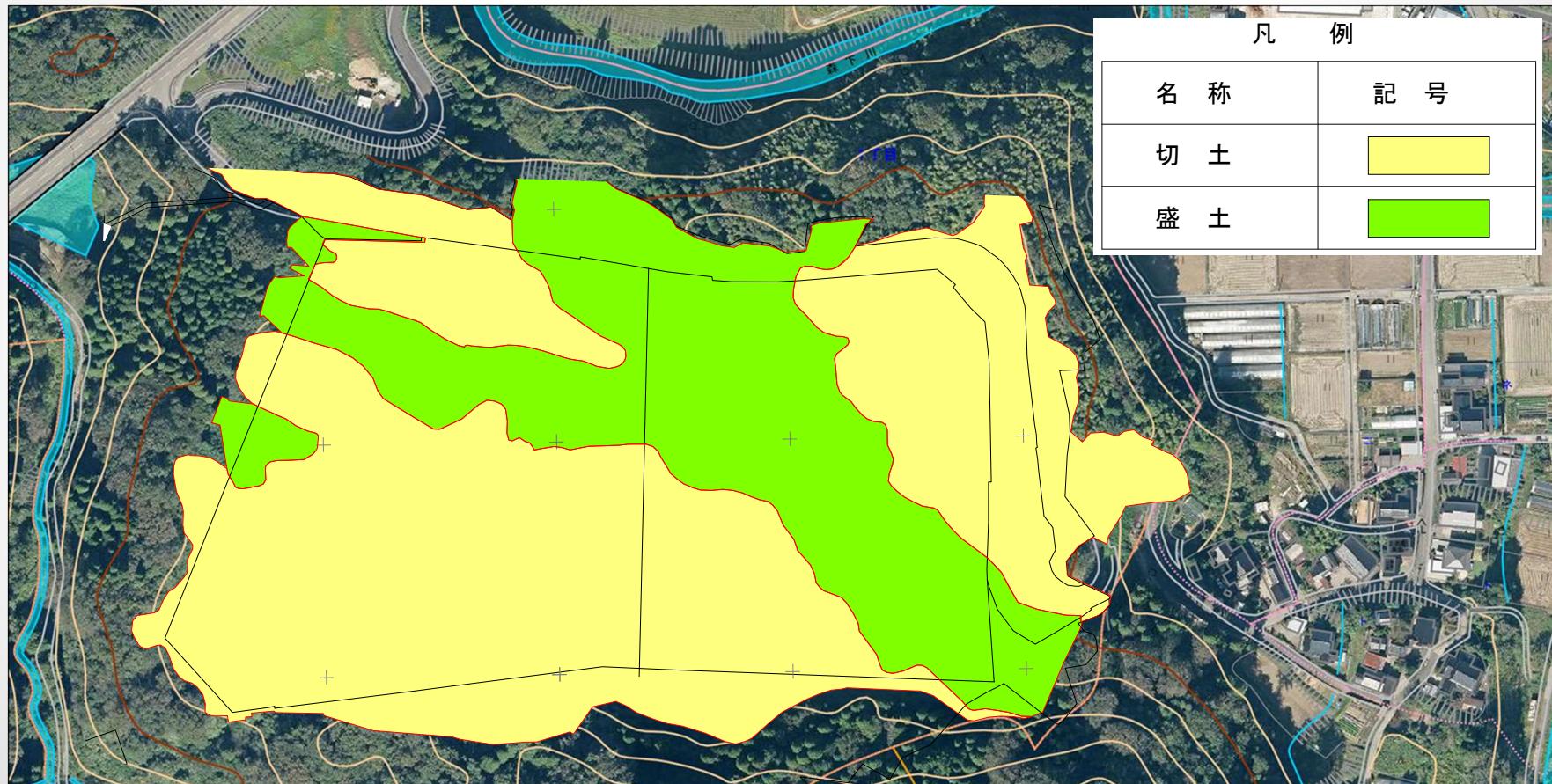
→ 再造造成を行う際、再調査は不要



(1) 環境

②分譲地の安定性

- ・盛土と切土が混在。



(1) 環境

②分譲地の安定性

※分譲地の宅盤安定調査 (R2. 3)

- ・分譲地内の盛土・切土に変状なし
- ・構造物（水路・擁壁）や周囲の自然斜面に変状なし



- ・テクノパーク全域において、地下水利用は認めていない。
→自然斜面及び盛土部は安定し、また地盤沈下の恐れはない。

●

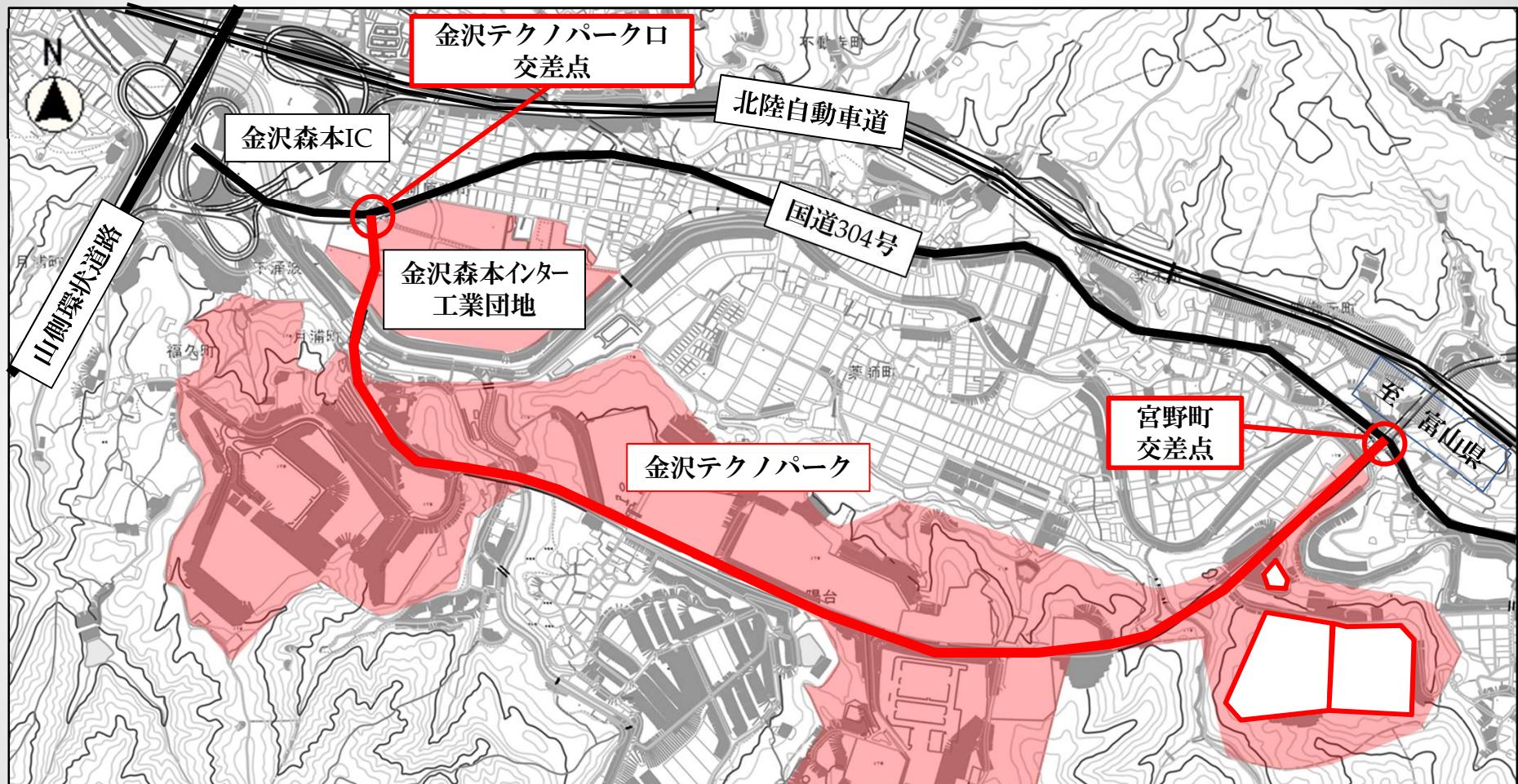
(1) 環境

③住宅地への影響

- 最も近接する民地まで直線距離で約110m・高低差約30m。
- 法面には自然林が広がり、緩衝緑地になっている。
- 進出企業の車両は、テクノパーク内幹線道路を利用。
→企業の進出により交通量が増加しても、
住宅地に及ぼす影響はない。



(2) 交通環境



- ・テクノパークへ向かう車両の多くは、
国道304号を経由し、金沢テクノパーク口交差点を利用する

(2) 交通環境

出退勤時に、テクノパーク口交差点にて交通混雑が発生 —テクノパーク口交差点における取り組み—

【市】

- ・右折レーン数を増設
- ・県警の協力のもと信号現示を変更
- ・年2回交通安全立哨を実施

【県】

- ・地元も含めた交通安全対策協議会の開催

【国】

- ・森本ICランプ部にて停止線の前出し、右折レーンの延伸

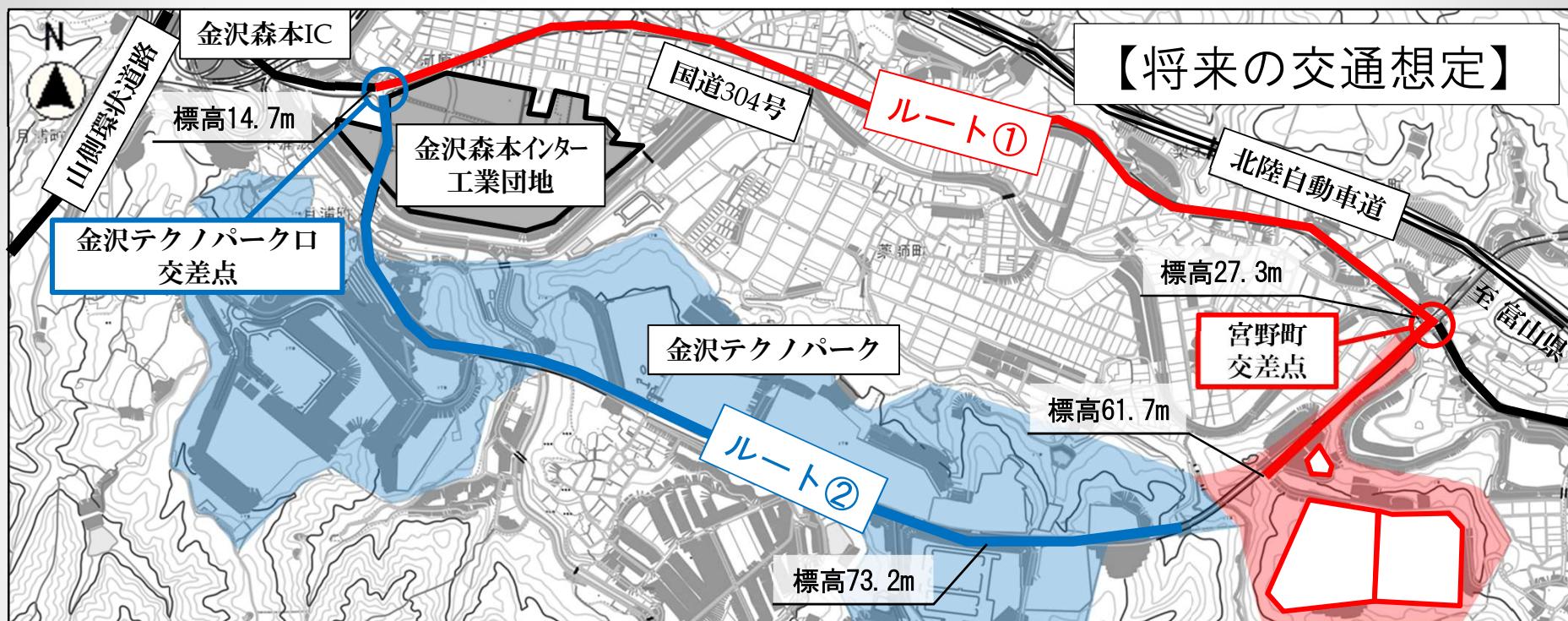
【進出企業】

- ・時差出勤導入による従業員車両の平準化



→出退勤時の交通混雑が緩和

(2) 交通環境



未分譲地への進出企業は、宮野町交差点を選択すると想定される

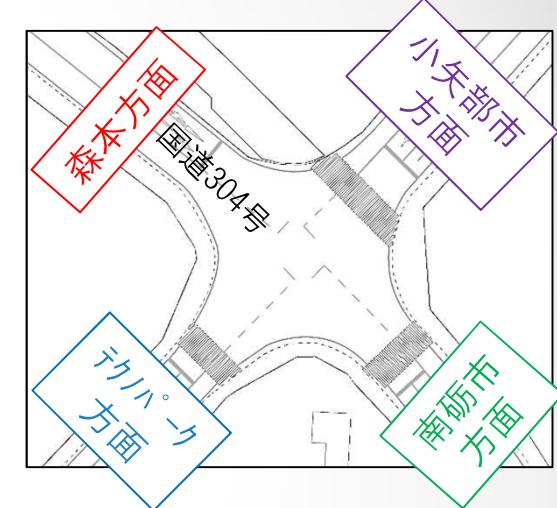
- ・ 距離はルート①とルート②でほとんど変わらない (約2.4km)
- ・ ルート②は起伏が多い ルート①: 国道部最高地点27.3m
ルート②: テクノパーク内道路最高地点73.2m)
- ・ ルート①上の国道304号は拡幅工事が完了

→宮野町交差点の交通量が増加することから、良好な操業環境
及び住民への配慮のため、宮野町交差点付近の交通量調査を実施

(2) 交通環境

① 宮野町交差点：交通量調査結果 (R3.8実施)

方面別	平日 7:00～9:00			平日 17:00～19:00		
	R3.8 (台)	H29.9 (台)	増減率 (%)	R3.8 (台)	H29.9 (台)	増減率 (%)
森本方面	1319	1568	— 16	1134	1295	— 12
小矢都市方面	713	817	— 13	540	679	— 20
南砺市方面	829	1004	— 17	658	755	— 13
テクノパーク方面	207	195	+ 6	174	135	+ 29



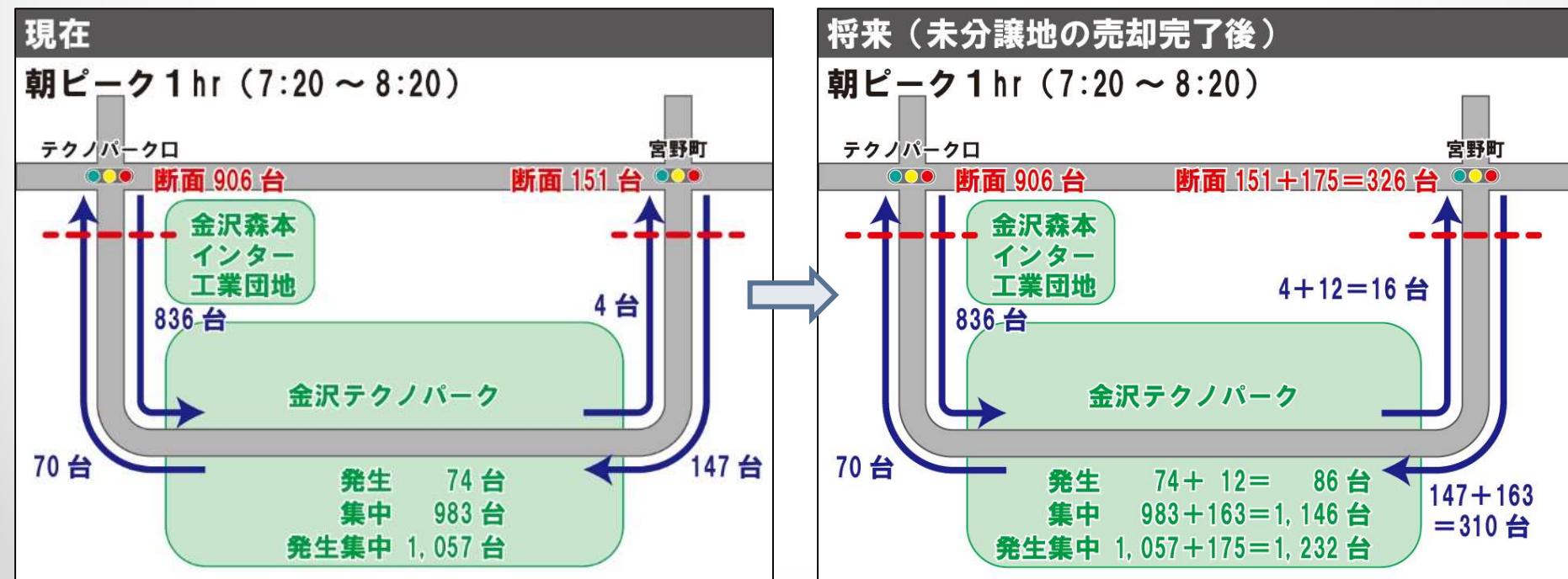
- コロナウィルスによるテレワーク導入などにより、テクノパーク方面を除く3方面において断面交通量が減少（朝夕ともに平均-15%）
- テクノパーク方面は朝夕ともに断面交通量が増加
R1.8に宮野町交差点寄りの企業が新たに操業し、テクノパーク交差点の混雑を避けるため、宮野町交差点を通過

→ 4方面とも、信号を2サイクル待つような
混雑は発生していない

(2) 交通環境

② 企業進出に伴う宮野町交差点の想定 (7:20~8:20 17:00~18:00)

- ・ 調査結果をもとに、金沢テクノパーク及び森本インター工業団地に既に進出する企業の合計敷地面積から、1haあたりの交通量を算出
- ・ 今回の分譲地(6.1ha)に企業が進出した際の増加交通量を算出
- ・ 交差点に増加交通量分を加算し、将来における交通混雑を推察



(2) 交通環境

② 企業進出に伴う宮野町交差点の想定

【交差点需要率】

対象の交差点が1時間に通せる最大交通量を容量といい、容量を1とした時の交差点に流れ込む交通量の割合。

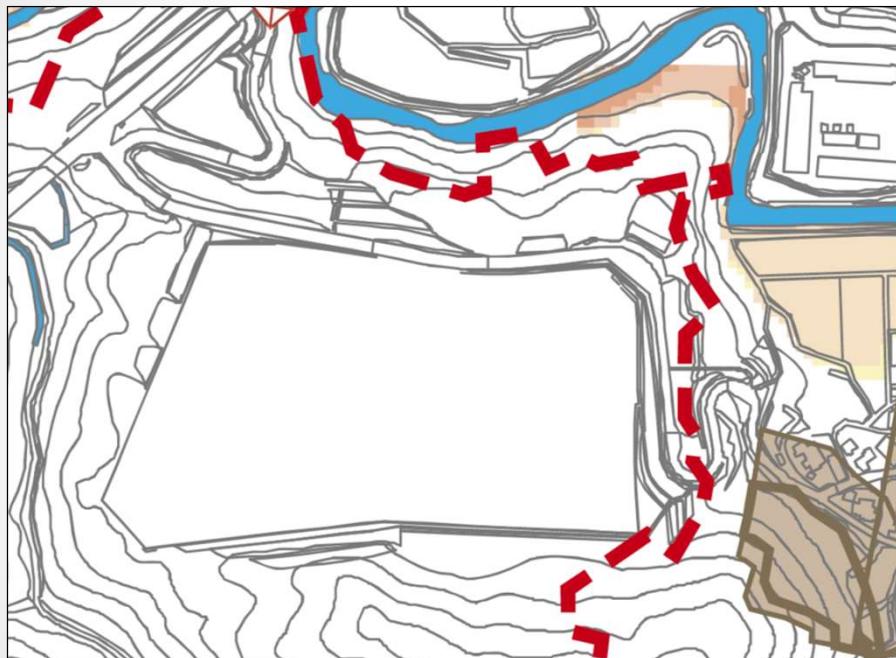
目安として、0.9が交通を処理する限界といわれる。

7:20～8:20		17:00～18:00	
交差点需要率			
現況	0.300	≤	0.9
将来	0.336	≤	0.9

企業進出に伴い交通量が増加した場合であっても、交差点の処理能力には余裕があり、道路が混雑することはなく、円滑に走行できる。

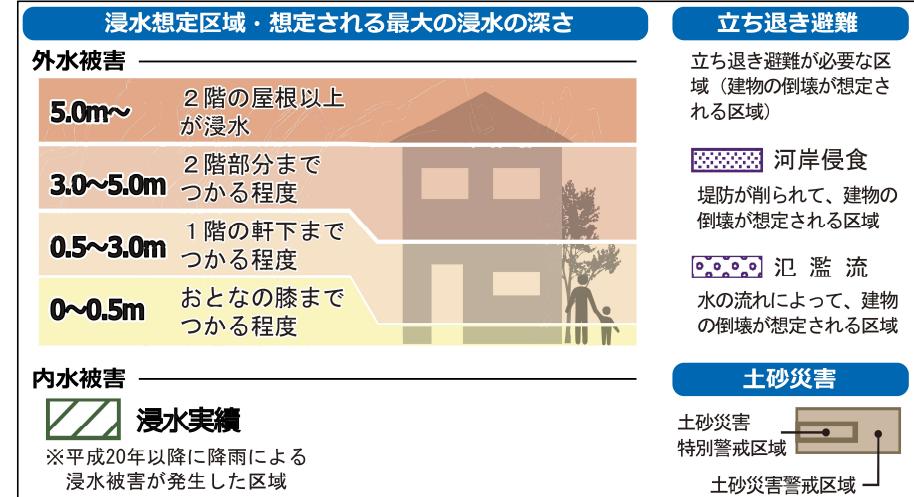
(3) 防災

①-1 洪水：50年に1回程度の降雨



【降雨条件】

森下川：2日間の総雨量237mm

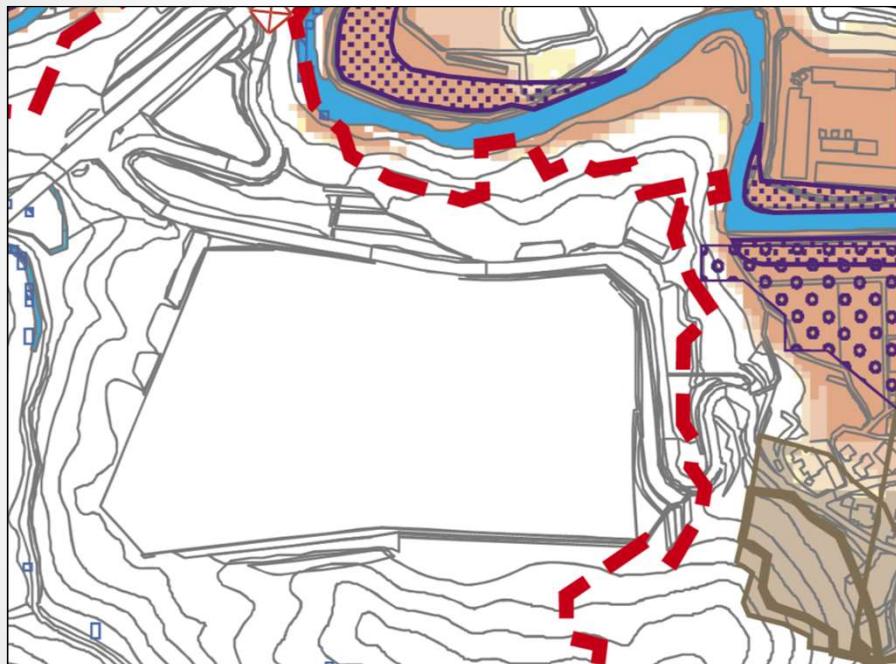


出典：金沢市水害ハザードマップ

→想定区域外のため、浸水の恐れはない。

(3) 防災

①-2 洪水：1000年に1回程度の降雨



【降雨条件】

森下川：2日間の総雨量919mm
内 水：1時間の総雨量130mm

浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ

外水被害

5.0m~ 2階の屋根以上
が浸水

3.0~5.0m 2階部分まで
かかる程度

0.5~3.0m 1階の軒下まで
かかる程度

0~0.5m おとなの膝まで
かかる程度

内水被害

 浸水実績

※平成20年以降に降雨による
浸水被害が発生した区域

立ち退き避難

立ち退き避難が必要な区
域（建物の倒壊が想定さ
れる区域）

 河岸侵食
堤防が削られて、建物の
倒壊が想定される区域

 沈 濫 流
水の流れによって、建物
の倒壊が想定される区域

土砂災害

 土砂災害
特別警戒区域

 土砂災害警戒区域

出典：金沢市水害ハザードマップ

→想定区域外のため、浸水の恐れはない。

(3) 防災

② 土砂災害：50年に1回程度の降雨



凡 例	
どしゃさいがい (とくべつ) けいかいくいき 土砂災害(特別)警戒区域 (Special) Sediment-related disaster hazard area	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域

出典：金沢市土砂災害避難地図

→警戒区域外

③ 津波

- ・山手に位置し、津波浸水区域外

・

【条件等の整理】

活用策を見直す上での
環境・交通環境・防災面の課題はない。

3. 関係団体の意見

①地元町会

- ・現段階で特に気になることはない。（三谷地区）
- ・今後の交通混雑が気になる。（薬師谷地区）

→これまでの取組を継続するとともに、企業が新たに進出した際は周辺の交通状況を調査し、関係機関の協力のもと、対策を行っていく。

②県央土木事務所・石川県警

- ・今後も国道304号の交通混雑について、市及び地元と連携をとり、よりよい交通環境になるよう協力

③建築指導課・都市計画課

- ・通常の開発行為の手続きが必要

④テクノパーク進出企業

i. 進出によるメリット

- ・高速ICや環状道路が近接しており、「交通環境」がよい
- ・テクノパーク進出企業という「ネームバリュー」がある
- ・金沢市内のみならず広範囲からの「雇用」が可能
- ・テクノパーク内における「企業間交流」
- ・進出時における「助成制度の充実」
- ・緑が多く、「操業環境」がよい
- ・行政による「フォローアップ体制」

④テクノパーク進出企業

ii. 進出によるデメリット

- ・冬季における降り続くような「積雪」
→工業団地内の道路は第1次除雪路線に設定されており、最優先路線であるが、断続的な降雪の際は、より一層関係課と連携を図り、よりよい操業環境を維持する。
 - ・通勤時における「交通混雑」
→以前よりはかなり解消されたとのことであったが、今後も交通量の変化を注視し、必要な対策を講じていく。
 - ・野生動物による「鳥獣被害」
→関係課と連携をとり、捕獲檻の設置や追い払いなどを継続的に行っていく。
- ### iii. 既進出企業のテクノパーク内における拡張計画
- ・全8社に確認し、現時点で拡張計画をもつ企業はない。

【関係団体の意見】

交通混雑や積雪など、今後も継続して対応を要する事項はあるが、活用策の見直しを行うまでの支障はない。

4. 対象業種の提案

(1) 金沢市ものづくり戦略2015 (R3.3改定)

① 将来像

独創性と多様性に富んだものづくり産業の振興による
創造産業都市・金沢の実現
～人・モノ・情報の集積・交流による地域経済の活性化を目指して～

② 対象とする産業

機械・金属、食品、印刷、繊維、情報通信・映像・デザイン

③ 基本方針

- i. 次代を担う産業人材の確保・育成
- ii. **事業基盤の強化と企業立地の促進**

※サプライチェーンの強靭化による国内拠点整備や生産性向上・省電力化をめざす
設備投資意欲が高い中、市内外からの企業集積を図り、ものづくり産業の発展と
高度化を推進する。

- iii. 新産業の創出と企業支援の強化
- iv. 新製品・新技術の開発と成長分野への展開支援
- v. 販路開拓と海外展開支援



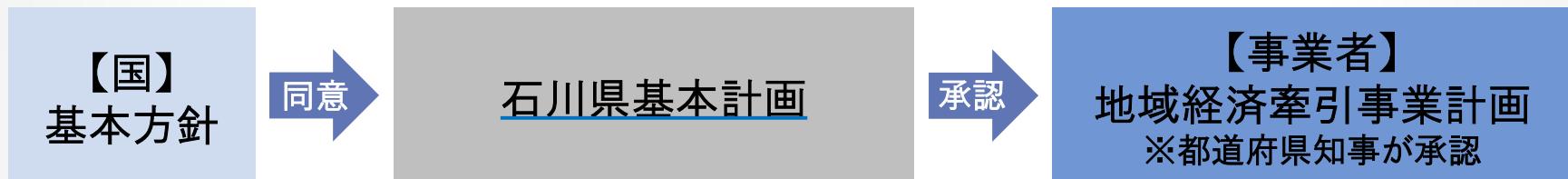
(2) 地域未来投資促進法

① 地域未来投資促進法

i. 目的

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「[地域経済牽引事業](#)」を促進する。

ii. 手続きの流れ



iii. 事業者に対する支援措置

- ・税制（特別償却、税制控除）
- ・金融支援（融資、債務保証、海外展開支援）
- ・規制の特例措置（工場立地法における緑化率の緩和など）

→規制の特例措置を受けるためには、
県基本計画内にて、重点促進区域（特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域）に位置付けられること必要。

(2) 地域未来投資促進法

②石川県基本計画

i. 目標

機械、繊維、食品、IT関連産業を中心とした製造業が多く集積し、
高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチ
トップ企業も多く、さらには、食材、伝統工芸、観光資源等の地域
資源が存在している。

今後、県内の产学研官関係機関が連携し企業の競争力強化や産業構造
の多軸化の取り組み等を後押しすることで、付加価値額の増大を図る
とともに、新たな雇用を創出していくことで、地域の事業者に対する
相当の経済的効果をもたらすことを目指す。

→基幹産業として、機械・繊維・食品・IT関連の製造業を設定

ii. 地区別の製造品出荷額の割合

金沢・加賀地区では、生産用機械や情報通信、電子部品が高い

iii. 市内重点促進区域

金沢テクノパークは区域設定済

※市内では計33地区が設定

(3) 既進出企業の産業分類

①日本標準産業分類(H25.10改定)

—製造業の中分類—

食料品製造業	窯業・土石製品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	鉄鋼業
繊維工業	非鉄金属製造業
木材・木製品製造業（家具を除く）	金属製品製造業
家具・装備品製造業	はん用機械器具製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具製造業
印刷・同関連業	業務用機械器具製造業
化学工業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具製造業
プラスチック製品製造業	情報通信機械器具製造業
ゴム製品製造業	輸送用機械器具製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	その他の製造業

(3) 既進出企業の産業分類

②既進出企業の産業分類

※高度技術産業・地域拠点産業に該当

大分類	製造製品による中分類	進出企業名	
製造業	機械・金属	業務用機械器具製造業	日機装(株) 横河電機(株)
		はん用機械器具製造業	日本ケンブリッジフィルター(株) SUS(株)
		輸送用機械器具製造業	(株)シコウ
		生産用機械器具製造業	澁谷工業(株)
		電気機械器具製造業	(株)リコー
		金属製品製造業	SUS(株)
	IT	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	グローバルマイクロニクス(株)

(3) 既進出企業の産業分類

—製造業の中分類—

■：既進出企業

食料品製造業	窯業・土石製品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	鉄鋼業
繊維工業	非鉄金属製造業
木材・木製品製造業（家具を除く）	機械・金属
家具・装備品製造業	金属製品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	はん用機械器具製造業
印刷・同関連業	生産用機械器具製造業
化学工業	業務用機械器具製造業
石油製品・石炭製品製造業	輸送用機械器具製造業
プラスチック製品製造業	電気機械器具製造業
ゴム製品製造業	情報通信機械器具製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	その他の製造業
	IT関連

→機械・金属及びIT関連の製造業を営む企業が集積

(4) 対象業種（案）

- 金沢市ものづくり戦略2015に基づく主要産業
 - … 製造業（機械・金属、食品、印刷、繊維）、情報通信・映像・デザイン
- 地域未来投資促進法に基づく本県の基幹産業
 - … 機械・繊維・食品・IT関連の製造業
- テクノパークに進出する企業の業種分類
 - … 機械・金属及びIT関連の製造業



本市の強みである機械・金属及びIT関連の製造業の集積及び
既進出企業とのシナジー効果を期待

- ・高度技術産業、地域拠点産業、試験研究開発事業
- ・一般製造業のうち、
機械・金属及びIT関連の製造業を営む者

5. 大規模分譲地再整備の提案

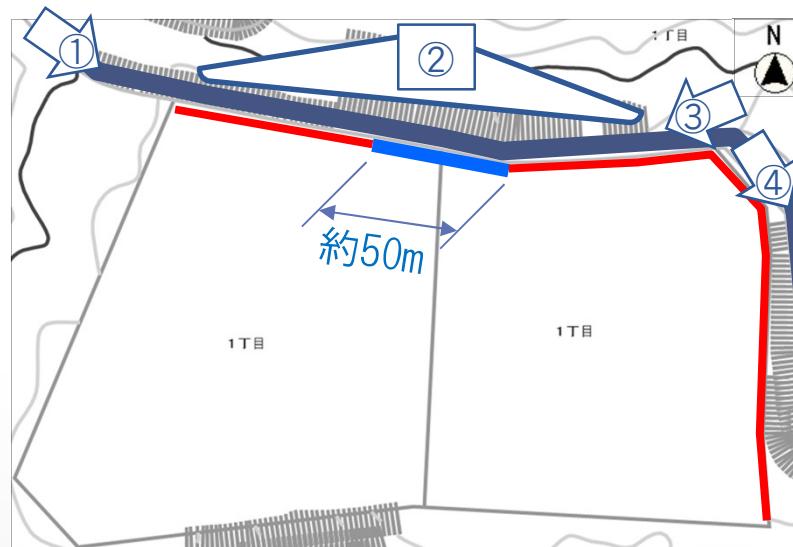
(1) 未分譲地の現状

【前面道路との接続位置】

高低差のない約50mの範囲内でのみ接続



現状では、2画地もしくは合筆による1画地の利用のみ



(2) 再整備(案)

①分譲地の細分化

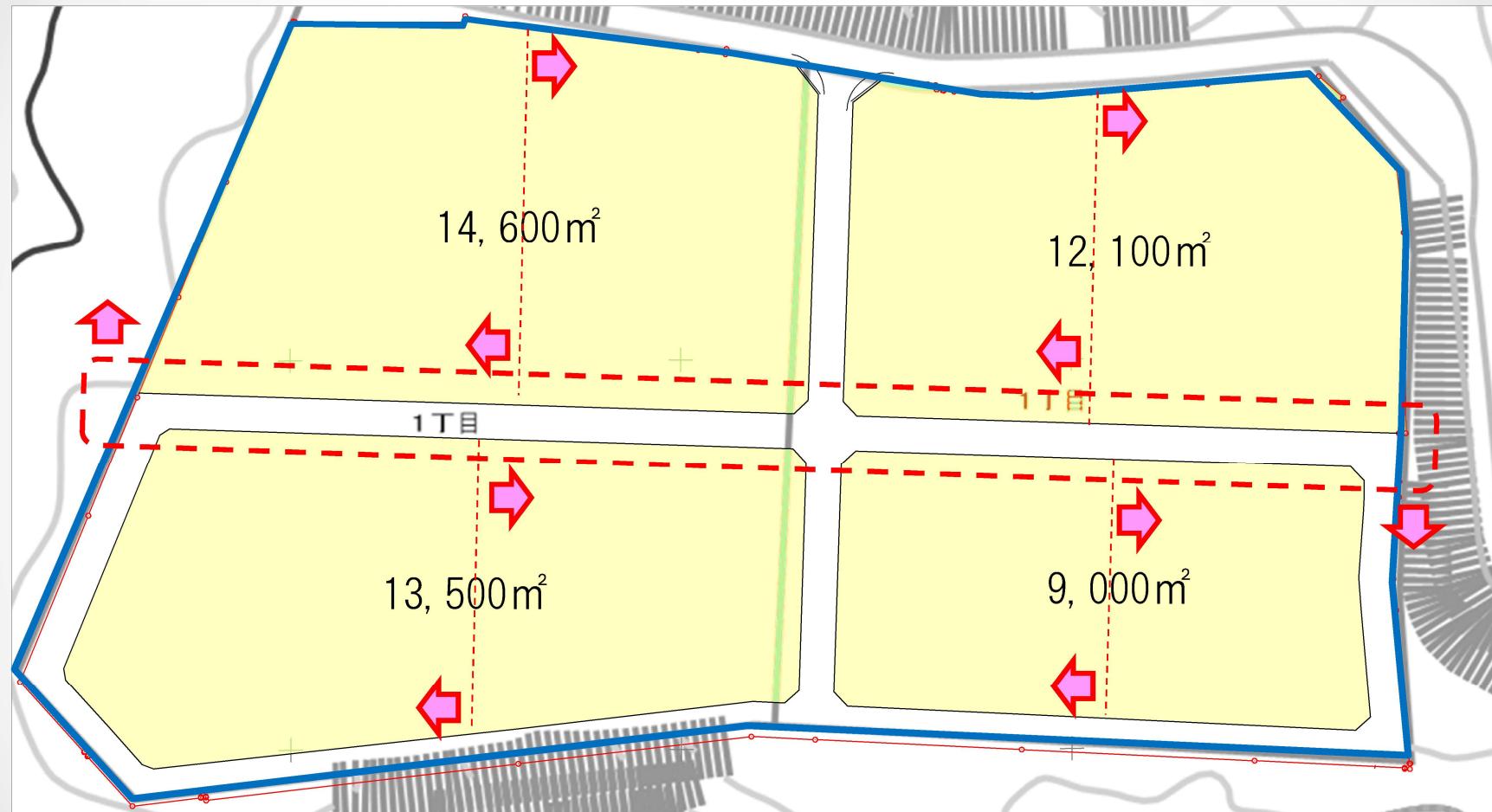


- 区画割の位置を変更することで、希望面積に応える

-

(2) 再整備(案)

②区画道路の整備



- 区画道路の位置や区画割の位置を変えることで、希望面積に応える
-

(2) 再整備(案)

①分譲地の細分化

前面道路との接続位置に南北方向の新設道路が必須

②区画道路の整備

進出企業が多数の場合、東西方向に区画道路を整備することにより細分化が可能

設計着手前に予約募集を行なうことで、企業の希望面積に応えることが可能となる。

(オーダーメイド方式)

※道路の造成などに伴い、分譲面積の減少や事業費の増加が想定されるが、分譲予約の結果を基に、最小限の整備を行っていく。

6. 企業立地助成金制度の検討

【企業立地助成金】

	一般製造工場、物流施設を設置する運輸業又は卸売業
助成基準	土地3,000m ² 以上 建物1,000m ² 以上 従業員 10人以上
助成率	土地20% ・ 建物・設備5% ※上記の合計で限度額2億円
雇用助成	20万円/人(限度額4千万円) ※市内在住者5人以上新規雇用

【金沢テクノパーク企業立地助成金】

	高度技術産業 地域拠点産業	試験研究所
助成基準	土地 面積要件なし 建物 1,500m ² 以上 従業員 10人以上	土地 面積要件なし 建物 1,000m ² 以上 従業員 5人以上
助成率	土地20% ・ 建物・設備10% ※上記の合計で限度額5億円	
雇用助成	50万円/人(限度額1億円) ※市内在住者10人以上新規雇用	

- ・テクノパークについて、既存の対象業種に基づき進出する企業は、業種の特殊性から大規模分譲地を取得する傾向にあった。
- ・建物・設備への投資金額も大きくなることから、テクノパーク助成金を設けてきた。

→対象業種の拡大や分譲地の再整備を行う場合、助成金に関する適用ルールを今後定める必要あり。

お わ り